

令和5年度 第1回 杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会 次第

令和5年10月28日(土)午後3時
杉並区役所 中棟4階 第2委員会室

1 開 会

2 議 題

(1) 諮問事項の審議

令和5年度諮問第1号

出産予定又は出産した国民健康保険被保険者に係る産前産後期間の保険料の軽減に関する国民健康保険条例の一部改正について

(2) 報告事項

杉並区国民健康保険第3期データヘルス計画等の策定状況について

3 その他

4 閉 会

【配布資料】

席次表

委員名簿

諮問文(写)

説明資料

- 1 「出産被保険者の保険料減額」及び「出産保険者に関する届出」等についての具体的内容
- 2 第三期データヘルス計画及び第四期特定健康診査等実施計画（令和6年度～11年度）策定状況について
- 3 杉並区国民健康保険第三期データヘルス計画、第四期特定健康診査等実施計画（令和6年度～11年度）（案）
- 4 杉並区国民健康保険第三期データヘルス計画、第四期特定健康診査等実施計画（令和6年度～11年度）（案）（概要版）

「出産被保険者の保険料減額」及び「出産保険者に関する届出」等 についての具体的内容

1. 条例改正の趣旨

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」の施行に伴い、出産する予定の国民健康保険被保険者又は出産した被保険者（以下、「出産被保険者」という。）に係る産前産後期間の国民健康保険料の軽減措置が講じられることとなったため。

2. 対象者

出産被保険者

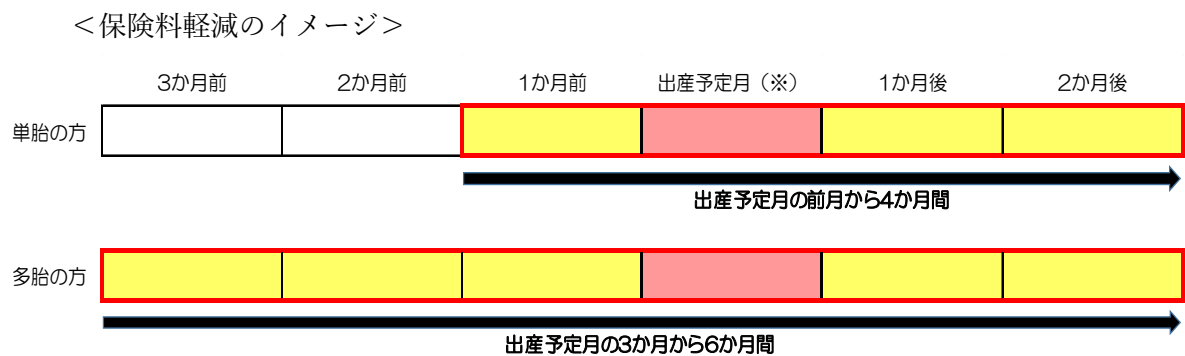
出産とは、妊娠85日以上の出産を指し、死産・流産及び早産を含む。

（申請にあたり、対象者及び対象世帯の所得制限は行わない。）

3. 軽減の内容

（1）軽減される期間

出産被保険者の出産予定日（出産後に申請をする場合は出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月まで



※届出が産後の場合は、「出産予定月」は「出産月」に読み替えます。

（2）軽減対象となる保険料

出産被保険者に係る国民健康保険料所得割額と被保険者均等割額について、上記（1）の期間分を軽減する。ただし軽減後の世帯保険料が最高限度額を超える場合は、最高限度額を適用する。

<具体的な保険料軽減額の算定(例)>

○世帯保険料 538,164円

【内訳】世帯主 398,627円

妻 132,025円

子 7,512円(※1月出産、3か月分に未就学児軽減適用)

○軽減額計算

妻の保険料 132,025円 ÷ 12月 = 11,002円

538,164円 - (11,002円 × 4月) = 494,156円

世帯主…給与収入 550万円
妻 …給与収入 180万円

4. 必要書類

- ・母子健康手帳(死産・流産の場合は死産証明書または死胎埋火葬許可証の写し)
- ・産前産後期間に係る国民健康保険料軽減届書

5. 申請見込み数

年間約250件(参考:令和4年度出産育児一時金申請件数 281件)

7. 周知方法

- ・広報すぎなみ(令和5年12月15日号)及び区公式ホームページにて周知
- ・窓口設置用チラシ
- ・子育て便利帳への記事掲載

8. 必要となる財源の構成

国: 1/2、都道府県: 1/4、区市町村: 1/4

9. 施行の時期

令和6年1月1日